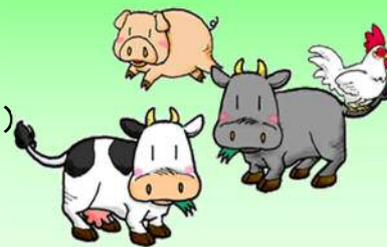


川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



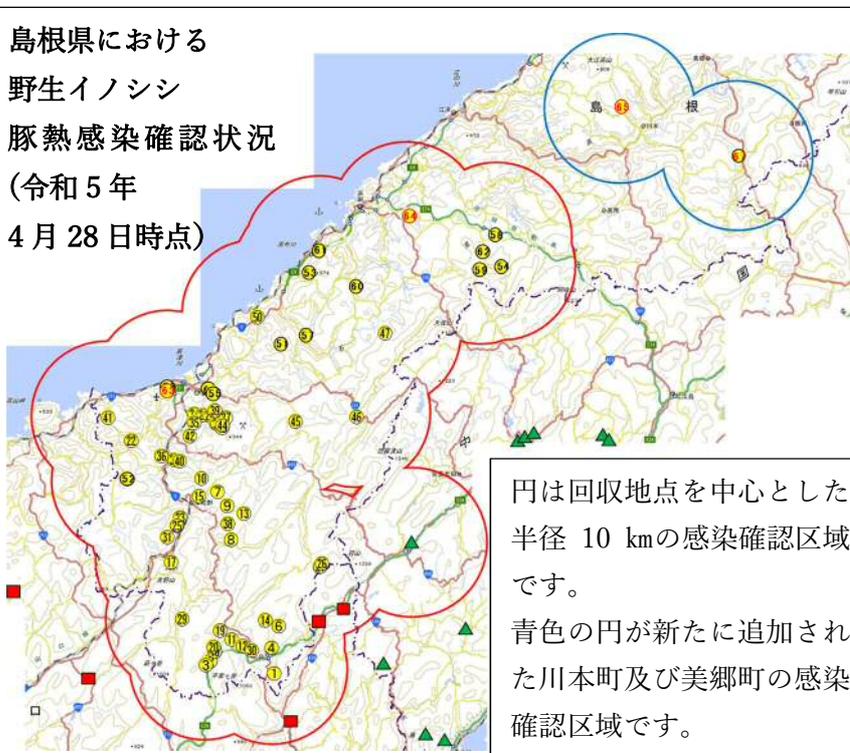
## 川本町及び美郷町における野生イノシシ豚熱感染確認について

豚熱とは、豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染することで起こる病気です。発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、伝染力が強く死亡率も高い病気です。現在、国内18都県の飼養豚等において、豚熱の発生が確認されており、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが、感染拡大の大きな要因となっています。

島根県においても令和4年5月19日、吉賀町で発見された野生死亡イノシシに

おいて県内初の豚熱感染を確認し、以降、鹿足郡、益田市、浜田市において、感染イノシシが相次いで確認されていましたが、令和5年4月24日に川本町で、4月27日に美郷町で発見された野生死亡イノシシにおいて、豚熱感染が確認されました（県内65例目、67例目）。感染イノシシの生息エリアの拡大がみられることから、豚飼養者の皆様におかれましては、野生動物の侵入防止対策を徹底していただくとともになるべく野生イノシシの生息エリアに立ち入らないようお願いいたします。また、関係者の皆様におかれましても、野生イノシシ生息エリアに立ち入った衣服及び靴のまま農場に訪問しないよう注意をお願いいたします。リーフレットを同封しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。（原）

島根県における  
野生イノシシ  
豚熱感染確認状況  
(令和5年  
4月28日時点)



円は回収地点を中心とした半径10kmの感染確認区域です。  
青色の円が新たに追加された川本町及び美郷町の感染確認区域です。



## 鳥インフルエンザ発生状況

高病原性鳥インフルエンザについて、今シーズンは、令和4年10月28日に1例目が確認されて以来、令和5年4月14日時点で26道県84事例の発生が認められ、約1,771万羽が殺処分対象となっています。これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった県でも発生を認めていて、全国どこでも発生リスクが高くなっている状況であると考えられます。今シーズンの4月には北海道で、昨シーズンの令和4年5月には北海道、岩手県で発生が認められています。引き続き油断のないように、鶏舎構造の破損点検や、人、車輛、物品の消毒等、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。(荒川)



## ヨーネ病の検査について

今年度の検査対象地区は【大田市(旧温泉津町および旧仁摩町)】です。

家畜伝染病予防法では、法定伝染病であるヨーネ病の検査を5年に1回受けるよう定められています(法5条検査)。検査対象は24か月齢以上の乳用牛及び肉用繁殖牛です。

時期になりましたら連絡をさせていただきますので、対象地域の農家の皆様および関係機関の皆様にはご協力をよろしくをお願いします。(山本)

ご協力よろしくお願いします!

